

# ●償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

☎ 伊奈庁舎税務課（内線 2301、2302）

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産にも課税されます。償却資産とは、会社または個人で工場やお店などの事業をされている方の、事業の用に供している構築物、機械、器具、備品などのことです。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況について、耐用年数の経過している償却資産を含め、償却資産の増減の有無にかかわらず、その年の1月31日までに申告することが法律で義務付けられています。

## ▶申告が必要な方

○令和6年1月1日現在、市内で事業（駐車場やアパートなどの貸し付けを含む）を営んでいる個人または法人

○令和6年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

## ▶償却資産の対象となるもの（主な業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備、太陽光発電設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車 など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセット など
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付きを含む）、日よけ など
医（歯科）業・獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器 など
不動産貸付業	門扉、塀、緑化設備などの外構工事、受変電設備 など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール など
農業	ビニールハウス・農耕用車両（小型特殊自動車を除く）など

▶申告期限：1月31日(水)

▶提出先：伊奈庁舎税務課

▶申告方法：電子申告（eLTAX）または申告書などの

提出（郵送可）による申告

▶提出物（償却資産申告書による申告の場合）

○申告書 ○種類別明細書（全資産、プレ申告用）

○種類別明細書（増減資産用）

※昨年度申告した方は、昨年12月中旬に案内書などを送付しました。なお、申告書などは市ホームページからダウンロードできます。

※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円未満のときは、課税されません。

※小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラーは、令和3年度から償却資産ではなく、軽自動車税（種別割）としての課税となりましたので、別途ナンバー登録の手続きが必要です。

# ●確定申告に使用できる証明書を発行します

☎ 申請・証明書について：伊奈庁舎介護福祉課（内線 4303）、税控除・税申告について：伊奈庁舎税務課（内線 2301、2302）

## ▶手続きの流れ

○申請：介護福祉課窓口または郵送にて各種申請書を提出してください。※各種申請書が必要な方は、介護福祉課までお電話ください。また、市ホームページからダウンロードできます。

○交付：申請内容をもとに、必要な事項を確認し、後日結果を郵送します。なお「介護保険料納付済証明書」は、窓口で申請すれば即時交付できます。

※所得の状況、要介護認定の状況などにより、全ての方が対象となるわけではありません。

※発行手数料は無料です。

※申告に使用する方は、2月末までに申請してください。

※令和5年中に転入された方、または特別養護老人ホームなどの施設（住所地特例施設）に入所されている方はお手続きが異なる場合がありますので、お問い合わせください。

証明書名	対象の税控除	対象者	確認する内容	持参品	交付
障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳などをお持ちの方は不要	障害者控除 特別障害者控除	精神の状況 次のいずれかに該当する方（要介護認定） ○常時介護を要する重度の障がいの状態 ○外出時のみ介護を要する障がいの状態  身体の状況 次のいずれかに該当する方（要介護認定） ○6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきりの状態 ○寝たきりの毎日で、寝込みがちの状態 ○歩行・起居動作が不自由で、外出困難な状態 ○外出可能であるが、介護を要する状態	障がいの程度について（介護認定記録など）	無し	郵送：数日
おむつ代に係る医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降かつ、要介護認定を受けている方	介護認定に係る主治医意見書の記載内容 ※記載内容によっては、発行できない場合があります。		
介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収（納付書）で納めている方 ※特別徴収（年金天引）の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。	対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録	窓口申請時：身分証明書（保険証など）	窓口申請：即日 郵送：数日